

2024年 8月 1日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

JMITU愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

JMITU愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



夏季一時金要求書

当労組は夏季一時金について、下記の通り要求致します。つきましては、繰り返し申し上げているように、従業員の家計に想いを寄せられ、使用者としての責任と自覚を深められ、積極的なご回答を頂きたく、下記の通り要求致します。

記

- 1 当労組、本年夏季一時金に関し、以下の通り要求致します。
 - (1) 本年夏季一時金は、基本給の3ヶ月分を、一律に支給されるよう求めます。
 - (2) ①2023年年末一時金、②2023年夏季一時金、③2022年年末一時金、④2022年夏季一時金、⑤2021年年末一時金、⑥2021年夏季一時金、⑦2020年年末一時金、⑧2020年夏季一時金について、未だ解決に至っておりません。誠実且つ積極的なご回答を求めます。
- 2 これまでの夏季・年末一時金要求の団体交渉席上で尾原社長は、「赤字だから支給できない」旨を述べ、過去7年(14期)連続の「ゼロ回答」を繰り返してきました。これに対し当労組がその都度、継続協議を団交席上や書面にて、再三に亘り求めてきましたが、①時間を理由に退席したり(2022年9月2日団体交渉)、②独断で退席したことを正当化したり(2024年4月19日団体交渉)、③「支給時期を過ぎており、議題として不適切」(2021年8月23日

付「貴組合本年8月16日付文書につきまして」）、④「団体交渉での協議は尽きております」（2024年2月22日付「貴組合書面につきまして」）などを書面で述べるなど、極めて一方的且つ不誠実な対応であり、到底許されるものではありません。改めて強く抗議申し上げるとともに、誠実な対応を強く求めるものであります。

- 3 当労組と致しましては、上記1～2についてのご回答を、本年8月8日（木）17時30分までに当労組分会宛為されるとともに、団体交渉開催を以下の通り要求致します。

（1）開催希望日

第一希望日：2024年8月20日（火）

第二希望日：2024年8月21日（水）

第三希望日：2024年8月22日（木）

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より

参加人員：地本、支部合計3名及び分会役員

傍聴者：当労組分会組合事務所または貴社本社3階会議室で待機

（2）議題

①上記「夏季一時金要求書」について

②未解決の懸案事項解決に向けた交渉の進め方について

- 4 繰り返しになりますが、開催条件の公平性を考慮し、団交ルールが決まるまでは、当労組及び貴社の開催条件を交互に実施することを要求致します。尚、①2020年9月8日及び、②同年9月23日、③同年12月21日、④2022年9月2日、⑤同年12月27日、⑥2023年11月24日、⑦本年4月19日の7回の団体交渉は、当労組が貴社の我が儘に耐え、譲って貴社開催条件で応諾して参りました。したがって、次回こそは当労組提案の開催条件で実施することを強く要求致します。

以 上